

## 要綱の見直しについて

### 見直しの内容

本員委員会においては、「京都市稲荷山トンネル安全対策委員会の運営に関する要綱」に基づき、市職員4名（関係区役所職員3名、建設局職員1名）を委員に任命しておりますが、平成26年4月1日から施行された「京都市付属機関等の設置及び運営に関する指針」に準じ、市職員を委員に任命することについて、見直す必要が生じました。

しかしながら、京都市、阪神高速道路株、地元の3者は、平成20年10月9日に「環境対策に係る確認書」を締結しており、環境対策については3者で協議するものとしています。本市は、稲荷山トンネル（京都市道高速道路1号線）の本来道路管理者として、また、環境対策の実施者として委員会で審議に参加する必要があると考えておりますので、今後は、市職員からは建設局職員1名を委員に任命するとの内容に要綱を改正したいと存じ上げます。

### 要綱第2条

「委員は、学識経験者、関係地元代表者、阪神高速道路株式会社社員から市長が委嘱し、関係区役所職員、建設局職員から、市長が任命する。」

### 指針第5条第1項第5号

「市職員は、法令等に定めのある場合や、その専門的知識が必要である場合等特に必要がある場合を除き、原則として付属機関の委員に任命しないこと。」